

序章 鎌倉らしい都市景観形成をめざして

序 - 1. 計画の目的と性格	3
1) 目的	3
2) 計画の位置づけ・役割	3
3) 計画の期間と構成	4
序 - 2. 景観計画の区域	5

序 - 1. 計画の目的と性格

1) 目的

この鎌倉市景観計画は、鎌倉市民憲章前文にうたわれている鎌倉の風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、平成6年に策定した鎌倉市都市景観形成基本計画を継承し、平成7年に制定した鎌倉市都市景観条例を踏まえ、平成16年に制定された景観法を受け、定めるものです。

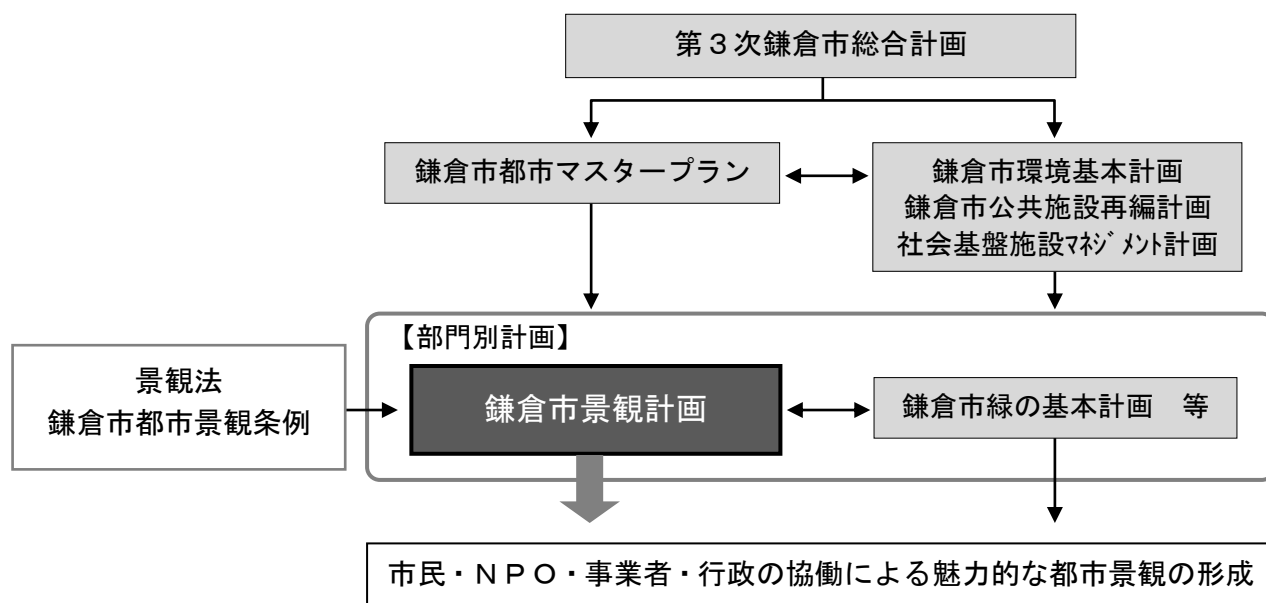
市民の皆様からの多くのご意見・ご要望を踏まえ、鎌倉らしい都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、都市景観形成の基本方針及び基準、実現化方策等を明らかにし、市民・NPO・事業者・行政の協働による良好な都市景観の形成を実現することを目的とします。

2) 計画の位置づけ・役割

本計画は、景観法（第8条）に基づく法定計画であり、鎌倉市都市景観条例（第6条）に基づき定める事項を含むものです。また、第3次鎌倉市総合計画（平成8年度～平成37年度）に即し、鎌倉市都市マスタープラン[#]等に適合するとともに、鎌倉の都市景観の形成に関する総合的な方策を示すものとして位置付けます。

本計画は市民・事業者・行政で共有し、ともに守るべきものとしての役割を担っています。また、今後の市民ニーズや社会・経済状況の変化を踏まえ、運用を通じて内容を充実させていく、成長型の計画として運用していきます。

図 景観計画の位置づけ・役割



3) 計画の期間と構成

本計画は、概ね 10 年間（2026 年）を目標期間として設定し、総合計画等の上位関連計画の改定、社会情勢の変化など、必要に応じて見直します。

本計画は、7 つの章から構成されています。

鎌倉市景観計画の構成

序 章 鎌倉らしい都市景観形成を目指して

第 1 章 都市景観形成の基本的な考え方

◇景観形成の基本理念や目標を示しています。

第 2 章 都市景観形成の基本方針

◇本市の景観特性を景観の構造と類型に区分し、それぞれの景観形成の方針を示しています。

第 3 章 都市景観形成のための規制・誘導 (市全域)

- ◇建築物等の景観誘導の基本的な考え方を示しています。
- ◇土地利用類型別に景観形成方針と基準を示しています。
- ◇土地利用類型別に屋外広告物の制限を示しています。

第 4 章 都市景観形成のための規制・誘導 (特定地区・景観地区[#])

- ◇特定地区における景観形成方針と基準及び屋外広告物の制限を示しています。
- ◇景観地区における内容及び手続きの流れを示しています。

第 5 章 景観資源の保全・創出

- ◇景観重要建造物等の指定方針を示しています。
- ◇景観資源の周辺や眺望景観への配慮事項を整理しています。

第 6 章 公共施設の景観整備と公共サインの景観誘導

- ◇公共施設の景観形成の基本的な考え方等を示しています。
- ◇景観重要公共施設[#]の指定と整備方針・占用許可基準を示しています。
- ◇公共サインの種類や配慮事項を示します。

第 7 章 都市景観形成の実現化方策

- ◇本計画に掲げる景観形成を推進するための施策と、その体制を示しています。
- ◇推進施策の実施スケジュールを、短期・中長期に区分し示しています。

序 - 2. 景観計画の区域

これまでの全市的な取組みを継承し、さらに積極的に都市景観の形成を推進することで、鎌倉らしい都市景観の実現をめざすことから、景観計画の区域は鎌倉市域全域（ただし、地先公有水面を含む）とします。

図 景観計画の区域

